

令和8年度 西原町拠点型こどもの居場所運営事業業務委託仕様書

本仕様書は、西原町(以下「甲」という。)が委託する拠点型こどもの居場所運営事業業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 事業の概要

貧困による様々な課題を抱えるこどもに対し、自己肯定感を高め、円滑に家庭生活及び学校生活を営むことができるようこどもの居場所を運営し支援を行う。

2 委託期間

委託期間は下記のとおりとする。

委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※委託前の業務準備中における経費は乙の負担とする。

3 事業の業務内容

(1) こどもの居場所を設置することを前提に、基本となる下記の事業を実施する。

① ソーシャルワーク

面談を通して、生活状況、養育環境等の包括的な課題を踏まえたアセスメントを実施し、支援目標・計画を作成する。また、その支援目標・計画に基づき適切な支援（社会資源へのつなぎを含む。）、助言等を実施すること。必要に応じて、こども支援コーディネーターと連携しアウトリーチ（家庭訪問等）を行う。

② 居場所の提供

安全・安心に参加できるよう様々な工夫を図る。

③ 食事支援

食事の提供を行うとともに、買い物や調理、食事の後片付けを手伝わせることにより、食の関心を促し、自炊力を身に付ける。食事の提供にあたっては、食中毒予防のための衛生面及びアレルギーへの対応を含めた安全面への十分な配慮を行うこと。

④ 生活支援

あいさつや正しい言葉使い、食事マナー、歯磨き習慣、身辺の整理整頓など、様々な社会通念上のルールやマナーを身に付けさせ、基本的な生活習慣を身に付ける生活指導を行う。必要に応じて洗身、洗髪を行う。

⑤ 保護者への情報提供、相談支援

⑥ 送迎支援

送迎が必要な児童においては、居場所までの送迎及び居場所から自宅への送迎をする。

⑦ 体験活動及びキャリア形成等支援

自然体験、ボランティア活動、その他社会体験、課外活動など、内容は必要に応じて甲と協議の上実施する。

⑧学習支援

個々に寄り添った家庭学習支援により家庭学習の習慣化を図り、学習意欲を向上させる。

⑨定例報告会

情報共有を行うため、甲乙において、月1回以上の定例報告会を開催する。

⑩円滑な事業の実施に必要な事項

西原町内のこども支援機関（教育・保育施設、学校、児童館、自治会こどもの居場所、こども支援コーディネーター等）と連携を図る。

⑪上記①～⑩の他、支援対象者の支援の取組みとして必要に応じ、企画提案すること。

(2) その他必要な事項については、甲と乙で協議の上実施する。

4 開設日時

月曜日から金曜日の週3日以上かつ6時間以上のうち17時から20時までは必ず開所すること。国民の祝日に関する法律に規定する休日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。ただし、支援対象者の状況などに考慮し甲との協議により変更可能とする。

5 利用対象者

主に町内在住の生活困窮世帯の小学生及び中学生を対象とし、食事、衣服、生活環境等の養育支援が必要な世帯を利用対象者とする。ただし、利用するこどもの心情に配慮し、甲が認める範囲において、それ以外のこどもが事業と一緒に利用しても差し支えないものとする。対象利用者については、甲と十分連携をとり、情報共有及び調整を行うこと。

6 利用人数

甲が決定した利用登録者のうち、1日に利用できる人数は10名程度が望ましい。

7 事業実施に係る経費等

(1) 対象経費

①事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、保険料、借料及び損料、通信運搬費、光熱水料、消耗品費、印刷製本費とする。

②一般管理費は、人件費及び事業費の10%以内とする。

(2) 人員配置

児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の支援に当たっている者をいう。

支援対象者の問題・課題解決のための相談・支援を行うため、社会福祉士等の

ソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置すること。

(3) 経費計上に当たっての留意事項

- ①個別の支援に関与しない監督者（支援員の勤務時間の管理等を行う者）や事務員に係る報酬は対象としない。なお、監督者であっても、他の支援員に対して個別の支援に関する指導・助言を主に行う場合は対象とする。
- ②本事業の活動のための備品購入については対象としない。備品の利用に際してはリース料（借料及び損料）のみを対象とする。

※備品及び消耗品とは「西原町物品会計規則第3条第1項及び第2項」に定めるものとする。

「西原町物品会計規則」

第3条 物品は、次に掲げる区分により分類する。

- (1) 備品 使用によって直ちに消耗せず、通常の状態においてその性質又は形状を失わず比較的長期間の使用に耐えるもの
 - (2) 消耗品 使用によってその性質若しくは形状が変質、消耗若しくは損傷しやすいもの又は贈与を目的とするもの
- 2 前項の規定にかかわらず、1品の取得価格が図書(図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要がある図書を除く。)にあっては5,000円未満、その他の物品(机、椅子及び公印を除く。)にあっては1万円未満のものは、消耗品とする。

8 活動に当たっての留意点

- ①対象者を取り巻く状況と課題について、十分検討すること。
- ②対象者を支援するための人材と町内、あるいは町外の社会資源ネットワークを形成すること。
- ③本事業の実施に当たっては、町内、あるいは町外の関連する部署等と必要に応じて、協議しながら進めること。

9 業務の場所及び施設・設備

町内で実施することとし、こどもの居場所支援を行う場所として適当と認められた場所(空き家や賃貸物件の活用含む)とし、児童が集まるスペース、キッチン、浴室及びトイレのその他必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、学習スペースを設けることが望ましい。

10 安全管理

乙は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等(以下「事故等」という。)の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるようマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練等を行い職員間で共有するとともに甲や関係機関と連携すること。また、傷害保険等に加入すること。乙は、支援施設において事故等が発生した場合、速やかに必要な措置を行うとともに甲に報告すること。

事故等が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。

(1) 事故等の取扱い

- ①乙は、本業務中における事故等の予防及び発生した事故等について必要な措置を講じなければならない。（保険に加入し対策をとること。）
- ②乙は、業務の実施について甲に損害を与えた時は、直ちに甲に報告し、損害を補償しなければならない。
- ③乙は、業務の実施について第三者に損害を与えた時は、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。
- ④乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、①又は②の規定による賠償の責を負わない。

1 1 実施状況等の報告・精算

(1) 実施状況の報告（月次）

乙は、当月に係る事業の以下の実施状況を翌月10日までに甲に報告すること。

- ①事業報告（利用人数・事業の実施状況等）
- ②支援対象者の状況（参加状況、具体的な支援状況）
- ③その他事業の状況を確認するために必要な書類

(2) 実績報告書（年次）及び精算

乙は、年度終了後、速やかに実績報告書に経費の証憑類等の関係書類を添えて甲に報告すること。また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、指定の日までにこれを返納しなければならない。

1 2 業務の再委託の禁止

乙は、業務の全部又は一部を、第三者に再委託することはできないものとする。ただし、予め甲に承認を受けた時は、この限りでない。

1 3 個人情報の取扱い

乙が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

1 4 守秘義務

乙は、委託事業を実施するに当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは事業に関わった全ての関係者において同様であるものとし、また、事業終了後も同様とする。

1 5 その他

- ①運営に当たっては、甲と十分に情報共有し連携して活動すること。
- ②事業実施に当たっては、関係法令を遵守して行うこと。
- ③電気料金や不動産賃借料、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。また、これらの契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などしないこと。
- ④甲は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとする。
- ⑤本仕様書に定めのない事項や、活動等で課題があると判断した場合は、速やかに甲と協議を行い、決定すること。
- ⑥事業において、事業実施施設内で物品の販売、営業の活動はしないこと。

1 6 暴力団等不当介入に関する事項

暴力団等による不当介入を受けたときは、断固拒否するとともに、速やかに警察及び甲へ通報し、警察への捜査協力を行うこと。

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。